

非常用エレベーターの乗降口ドアに設ける外気に向かって開けることのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>非常用エレベーターの乗降口ドアに設ける外気に向かって開けることのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件</p> <p style="text-align: center;">昭和四十五年十二月二十八日 建設省告示第十八百三十三号</p> <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百十九条の十三の三第三項第二号の規定に基づき、非常用エレベーターの乗降口ドアに設ける外気に向かって開くことのできる窓及び排煙設備の構造方法を基準を次のように定める。</p> <p>第一 外気に向かって開けることのできる窓にあつては次の各号に定める基準に適合するものとする。</p> <p>一～四 略</p> <p>第二 排煙設備にあつては平成十二年建設省告示第一号に定める構造方法（火災時に生ずる煙を特別階段の付室から有効に排出できるものに限る。）又は次の各号に掲げ基準に適合するものとする。</p> <p>一～八 略</p> <p>九 排煙設備の電気配線は、耐火構造の主要構造部に埋設した配線、次のイからニまでの一に該当する配線又はこれらと同等以上の防火措置を講じたものとする。</p> <p>イ 略</p>	<p>非常用エレベーターの乗降口ドアに設ける外気に向かって開けることのできる窓及び排煙設備の基準を定める件</p> <p style="text-align: center;">昭和四十五年十二月二十八日 建設省告示第十八百三十三号</p> <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百十九条の十三の三第三項第二号の規定に基づき、非常用エレベーターの乗降口ドアに設ける外気に向かって開くことのできる窓及び排煙設備の基準を次のように定める。</p> <p>第一 外気に向かって開けることのできる窓の基準</p> <p>一～四 略</p> <p>第二 排煙設備の基準</p> <p>一～八 略</p> <p>九 排煙設備の電気配線は、耐火構造の主要構造部に埋設した配線、次のイからニまでの一に該当する配線又はこれらと同等以上の防火措置を講じたものとする。</p> <p>イ 略</p>

ロ 耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法第二条第九号の二に規定する防火設備で区画されたダクトスペースその他これに類する部分に行なつ配線

ハ 裸導体バスダクト又は耐火バスダクトを用いて行つ配線

ニ Mケーブルを用いて行つ配線

十 排煙設備に用いる電線は、六百ボルト三種ビニル絶縁電線又はこれと同等以上の耐熱性を有するものを用いること。

十一 略

附 則

この告示は、平成十二年 月 日から施行する。

ロ 耐火構造の床若しくは壁又は甲種防火戸若しくは乙種防火戸で区画されたダクトスペースその他これに類する部分に行なつ配線

ハ バスダクトを用いて行つ配線

ニ Mケーブルを用いて行つ配線

十 排煙設備に用いる電線は、六百ボルト耐熱ビニル電線又はこれと同等以上の耐熱性を有するものを用いること。

十一 略

附 則

この告示は、平成四十六年一月一日から施行する。